

教育・保育施設をご利用の皆様へ

町田市子ども生活部保育・幼稚園課長
粕川 秀人

「東京都リバウンド警戒期間」に係る保育所等の対応について

東京都は、新型コロナウイルス感染再拡大に備えるため、引き続き5月22日までを「東京都リバウンド警戒期間」として定めることとなりました。

教育・保育施設の果たす社会的機能を維持しつつ、感染拡大を防止することが必要ですので、改めまして、以下のことについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 園児の登園について

園児に以下の症状があるときは、お預かりはできませんのでご了承ください。

- ・ 発熱があるとき
- ・ 解熱後24時間を経過していないとき（経過後も呼吸器症状が改善傾向とならない場合はお預かりできません。）
- ・ 発熱がなくても、咳や鼻汁などの風邪症状がある場合や、普段と違う様子が見られるとき（上記の場合は主治医に相談してください。主治医の診断により、ぜん息など呼吸器症状が感染症のものでない場合は登園可能です。）
- ・ 園児がPCR検査等の結果、陽性となった場合または濃厚接触者と特定された場合は、保健所等から指示された療養・健康観察期間を終えるまで登園できません。

※保護者の皆様につきましても、体調がすぐれない場合の送迎はお控えください。

2 在籍園へのご連絡について

園児又は同居のご家族が濃厚接触者と特定された場合、PCR検査を受ける場合、PCR検査結果が判明した場合は、在籍園に必ずご連絡ください。

【お願い】

・市内教育・保育施設は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、日々の消毒や換気などの感染症対策や職員の健康管理の徹底等を行っております。

在園児の保護者の皆様につきましても、各施設の取組にご理解、ご協力いただき、上記の場合は、必ず在籍園へご連絡いただきますようお願いいたします。

・『在園のしおり』から一部抜粋

お仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則として登園を控えていただくようご協力をお願いします。ただし、保護者やきょうだい等の体調不良時や在籍園の行事への参加等のため、必要に応じてお子さんをお預かりできる場合もありますので、在籍園にご相談ください。

※このことによる保育料の日割りは行っておりません。

3 臨時休園に備えて

園児や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所の調査の結果によっては感染拡大防止のため、施設の一部又は全部を急きょ休園せざるを得ない場合があります。臨時の休園の際についても、日頃から、就労先等と相談し備えていただきますようお願いいたします。

なお、臨時休園や園児が濃厚接触者と特定された場合などにつきましては、3号児（0～2歳児クラス）の保育料は日割り計算し減額させていただきます。

※幼稚園における臨時休園等の対応については各施設にお問合せください。

4 その他

子どものマスク着用については、マスク着用によって息苦しさを感じていないか十分にご注意いただき、感染拡大防止にご理解、ご協力をお願いいたします。

【参考】

厚生労働省 「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染対策等について」から一部抜粋

発育状況等から、マスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する。（子どもや保護者の意図に反して無理強いしない）

【問合せ先】

子ども生活部保育・幼稚園課
電話：042-724-2137